

戦前日本領事館の活動に関する包括的研究

本野 英一

戦前の日中関係を規定していたのは、言うまでもなく、軍部、企業・民間人、外交官であった。この三者中、軍部・右翼、そしてこれを支援した民間人・世論については、その暴走が、遂に明治国家を崩壊させ、国土を焦土に変えた元凶であつたため、様々な角度から繰り返し研究がなされている。それに比べて、外交官は、本省幹部や閣僚に抜擢された一部エリートを除けば、あまり研究者の関心を引くことはなかった。特に中国にあつて情報収集活動に終始していた下級領事館員は、歴史研究者にとって、言わば黒子でしかなかった。彼らとその組織が、正面から研究対象として脚光を浴びるようになったのは、角山栄の画期的な編著、『日本領事報告の研究』（同文館出版、一九八六年）、並びに著書『通商国家』日本

の情報戦略——領事報告をよむ』（日本放送出版協会、一九八八年）からである。とはいえ、この二冊は、草創期明治国家の中国を主たる対象とする通商戦略を肯定的に評価する観点から書かれたものであり、日中戦争に至る時期についての考察は十分でない。今日から見ると、限界の残る著作である。

角山とその研究グループが先鞭を付けた日本領事館制度研究は、こと中国での活動に関する限り、アメリカのバーバラ・ブルックスの著書、Barbara J. Brooks, *Japan's Imperial Diplomacy: Consuls, Treaty Ports, and War in China* (University of Hawaii Press, 2000) に引き継がれた。本書は、中国東北地方、上海周辺で活躍する日本領事館員と東京の外務省本省との関係を、幣原外交体制

曹大臣著

近代日本在華領事制度

——以華中地区為中心

社会科学文献出版社

二〇〇九年「四、三三六円」

の崩壊期に焦点を当てて考察を進めたものであるが、これとて、日本側から視点を置いていることに変わりはない。

それでは中国側から見た場合、日本外務省在華領事館の組織、活動はどのように評価されるのであろうか。本書は、中国人研究者の手になる日本外務省在華領事館の組織、活動を中国側から見た、在華日本領事館に関する初の本格的考察である。戦前中国に開設された日本領事館は数多いが、著者は、中国経済の最先進地帯であった、華中沿岸部に焦点を当てて、考察を進めている。著者は本書執筆に当たって、日本外務省の編集史料集はもとより、外務省史料館や東洋文庫、果ては台湾中央研究院近代史研究所が保存

する膨大な未公開外交文書、さらには英修道、植田捷雄、白井忠三といった戦前に活躍した日本人研究者の著作をも参照している。こうした研究書が中国人研究者の手によって完成されたことは、日中関係史研究の進展にとって慶賀すべきことである。

本書は、戦前在華日本領事制度の興亡を、(1)一八七一一一九一一年の確立時期、(2)一九一二―三七七年の興世時期、(3)一九三七―四五五年の奇形発展と衰亡時期という時期区分設定に沿って叙述する。ただ、華中日本領事館制度の沿革を跡づけた部分は、日本政府の制度機構はもとより西洋国民国家の外交制度一般についての知識がない中国人読者を対象としているためであるが、読んでいて退屈この上ない。これに対して著者が史料の中から見つけ出した、日本人居留民(特に大陸浪人、麻薬密輸業者、情報部員、不法在留者)に関する情報、日本租界と様々な条約権益、とりわけ領事裁判権との関係についてのエピソードには興味深いものが紹介されている。

中でも特に興味を引くのは、在華日本人居留民、日本租界の保護、あるいは犯罪者検挙のために日本外務省領事館が取った様々な措置の具体例である。特に注目すべきは、中国に逃亡した日本人犯罪者を、中国の治安当局が逮捕し、その身柄を引き渡すことができなかったことから、一八九九年から一九〇六年にかけて領事館警察署が開設され、さらにはワシントン会議でこれを正当化する理由となっていた史実の紹介(本書三二頁)である。ここには、日清戦争から日露戦争にかけての在華日本人居留民の増加を単なる日本の中国侵略の呼び水と簡単に片づけられない問題が隠されていると思う。

在華日本領事館の活動を語る上で次に興味を引くのは、領事裁判権に関わる様々な具体的事例である。著者は、第五章と第六章の二章を割いて、この問題について詳しい考察を行っている。この二章は、本書の白眉とも言うべき内容となっている。

中国人研究者だから当然なのだろう

中国発行の日本語月刊総合誌

人民中国

People's China 10月号

人民中国雑誌社 定価 400 円 (税込)
[年間購読料 4800 円 (税込)]

【特集・辛亥革命から百年】武昌起義は鉄道国有化から◆辛亥革命後の十年◆辛亥革命と日本【連載】革命史跡を訪ねる
⑤河北・西柏坡―新中国はここからやってきた◆中国

伝統の技⑩実用と美を兼ねた「瀘州の油紙傘」◆私のしごと②通信業界に革命をもたらす・無線LAN内蔵携帯電話の研究開発者◆焦点・中国の改革は引き続き行われる◆アングル・一辛亥革命は偉大な失敗だった◆黄河がはぐくんだ地に新しい風・寧夏回族自治区の新産業プラン

『人民中国』は中国で編集・発行される日本語雑誌です。政治、社会、考古、歴史、美術など幅広い分野の情報を満載。見本誌贈呈。
003 (3937) 0300 (東方書店 二〇一〇年一月より『人民中国』デジタル版をE-san.co.jpで販売しています。サンプル版の試し読み(無料)もできます。

<http://www.tuisan.co.jp/magazine/1385>

が、著者の主たる関心は、特に日中戦争に至る一九三〇年代にあるらしく、そのため本書は、扱う時代順序を逆にして、まず第五章でこの時期の日中間渉外民事訴訟事件をとりあげている。この時期に日本領事館が扱った両国間の渉外事件に関する史料は膨大な数に上っており、著者は、これを統計的に処理せざるを得なくなり、そのために叙述が散漫になっている。この点は残念だが、それでも、日中全面戦争前夜にあっても、日中間には財産管理や契約履行にからんだ民事訴訟が頻発していたという指摘は興味深い。これが日本の国内世論に如何なる影響を及ぼしていたのかは、今後日本の研究者が解明すべき問題であろう。同じような紛争は、現在もまた起きているからである。

それでは両国間に起こった渉外事件とは、具体的に如何なるものだったのか。より詳しい実態が判明するのは、第六章で概略が扱われている、それぞれ二件の刑事訴訟、民事訴訟の事例からである。まず、刑事訴訟事件として取り上げられ

ているのは、上海で発生した「蘇佑泰事件」と漢口で発生した「田種香事件」である。前者は、一九一二年に発生した、日本人が犯した強盗殺人事件である。この事件では、中国人なら問答無用で死刑になる重罪を犯した日本人被告に対して、長崎控訴院裁判所がこれに無期懲役刑を言い渡したことが大問題になった。同じ犯罪を犯しても、国籍によって判決が違ってくる、属人主義と治外法権の矛盾を余すところ無く体現した事例と言える。後者は、一九二三年に漢口で発生した事件で、現地日本警察署職員による虐待に耐えきれずに自殺した中国人容疑者をめぐる事件である。似たような事件は、イギリスの支配下にあった、同じ頃の上海工部局警察でも頻発しており（拙訳ロバート・ピッカーズ『上海租界興亡史——イギリス人警察官が見た上海下層移民社会（昭和堂、二〇〇九年）参照）、この事例だけをとって日本側だけが咎められるべきことではないと思う。

それよりも興味深いのは、二件の民事訴訟事件の事例である。これは、中国が

昨今、世界各国の有名企業から知的財産権侵害でひっきりなしに苦情を言い立てられていることを反映して、著者が関心を抱いたのであろう。一つは、日本企業が原告となつて、自社製品の商標権を侵害した中国人を相手取つて行つた登記活動が政治問題となった、「孔雀商標ゲートル・森下仁丹商標権侵害事件」であり、もう一件はアメリカ企業、Chesbrough Co. が日本人実業家、松本竹次郎を相手取つて上海会審衙門に起こした商標権侵害紛争事件である。前者では、当時の軍閥政府、北京政府がナショナリズムを掲げ、実に見事な外交を繰り広げ、日本側がこれに手こずらされていたことがよくわかる。また、後者の事件は、「二箇条要求」反対運動をきっかけに、日本製品に対するボイコット運動の矢面に立たされた日本企業が、英米企業の商標を偽造し、中国商人ネットワークを通じて、英米企業製品の模造、贋造商品を売りさばいていたことから持ち上がった事件である。

著者は、台湾中央研究院近代史研究所

所蔵檔案だけを頼りにこの二つの事件の輪郭を再構成しているが、この事件については、日本外務省外交史料館にも関連文書が残されていて、この二つを付き合わせて見ると、事件のより詳しい背景が浮かび上がってくる。興味のある方は、ご面倒でも、拙稿「対外通商紛争における『中華民族主義』の役割——森下仁丹商標権侵害訴訟（一九一七—二二）を中心とした一考察」（平成一五・平成一七年度日本学術振興会科学研究費補助金、基盤研究（A）（一）研究報告書「不平等条約体制下、東アジアにおける外国人の法的地位に関する事例研究」（研究代表者・貴志俊彦）平成一九年三月、課題番号一五二〇二〇一四）並びに拙稿「清末民初における商標権侵害紛争——日中関係を中心に」（『社会経済史学』七五—三、二〇〇九年九月）をご参照いただきたい。

第一次世界大戦以降の日本は、中国の国家主権ばかりでなく、同盟国イギリスの在華権益を掘り崩して行く事にも積極的になっていった。このことは第七章、第八章で扱われる、内河航行権侵害、関

税協定権、居住営業権、あるいは内地旅行権と測量などに関する諸情報、さらにはその情報収集組織の紹介でよくわかる。特に興味深いのは、戦乱に便乗して日本からやってきた「不逞分子」の調査記録で、今日では中国共産党の活動に関する記録よりも、興味深いものになっている。

ここまでは、著者が「興世時期」と位置づける時期に関する内容であるが、(3)「奇形発展と衰亡時期」と位置づける一九三七—四五五年の叙述となると、急に叙述が粗くなる。すなわち、「満州国」や汪兆銘傀儡政権との間の領事館設置問題、戦争に伴う国民政府統治区域からの領事館撤退などであり、史実の羅列ばかりで目を引く内容はない。ただ、在華領事裁判権の撤廃を扱った第二章で、この問題の解決が、独自の司法体系を構築制定できなかった北京政府、南京政府の統治能力にも責任があることを指摘した、二四八—五五頁の叙述は、中国の研究者がここまで思い切ったことを書くようになったのかと感心させられた。そし

て最後の第一三章での、在華日本領事館制度を概観した部分で、同一レベルの機関の連帯の弱さを指摘した三〇四頁の記述は、日本政府諸機関が持つ、縦割り行政機構の弊害を指摘したものとして、頂門の一針だと思う。

本書は、日本人読者には自明なことについての説明が多く退屈な印象を抱くのは否定できない。しかし、民国期の日中両国間で起こっていた様々な事件を集めていた日本領事館の活動を、きめ細かく調べた有益な書物であり、今後のこの時期の日中社会経済関係を勉強する上で、避けて通れない書物になると思う。

（もとの：えいいち 早稲田大学）

＊